

第14 火災通報装置

1 用語の定義

この基準に用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 火災通報装置とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- (2) 手動起動装置とは、火災通報装置専用である押しボタン、遠隔起動装置等をいう。
- (3) 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- (4) 通報信号音とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (5) 試験装置とは、火災通報装置の試験を局線を捕捉しない状態で行うための、消防機関の119番受信装置に代わる模擬119番による試験を行う装置をいう。
- (6) アナログ加入回線とは、アナログ方式の電話回線で、常時使用できる端末機器は一つであるものをいう。
- (7) デジタル加入回線とは、デジタル方式の電話回線で、1回線に2以上の信号チャンネルを有し、同時に2以上の端末機器を使用することのできるISDN回線等をいう。
- (8) ターミナルアダプター（以下「TA」という。）とは、アナログ端末機器をデジタル加入回線に接続するための信号変換装置をいい、火災通報優先接続型TA以外のTAをいう。
- (9) 火災通報優先接続型TAとは、火災通報装置をデジタル加入回線に接続する際に火災通報装置が発生する信号を他の端末機器が発する信号に優先してデジタル加入回線に接続して送出する機能を持ったものをいう。
- (10) TA等とは、TA又は火災通報優先接続型TAをいう。
- (11) DSUとは、ISDN回線等におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置でデジタル回線の終端に接続するものをいう。
- (12) アナログ端末機器とは、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等でアナログ信号を発する機器をいう。
- (13) デジタル端末機器とは、パソコン等でデジタル信号を発する機器をいう。

2 設置場所等

- (1) 火災通報装置は、防災センター等常時人のいる場所に設置すること。
この場合、努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。◆
- (2) 同一敷地内に火災通報装置の設置が義務づけられている防火対象物（管理について権原を有する者が同一の者である場合に限る。）が2以上ある場合は、主たる用途棟又は主たる機能を有する棟に本体を設置し、従たる棟には遠隔起動装置を設置することができる。
- (3) 防災センター等が複数ある場合には、一の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けるものとし、火災通報装置の本体を設けた場所と遠隔起動装置を設けた場所との間で相互通話ができる装置を備えること。◆
- (4) 火災通報装置の手動起動装置、非常用送受話器及び遠隔起動装置には、標識等により、その

旨を明示しておくこと。

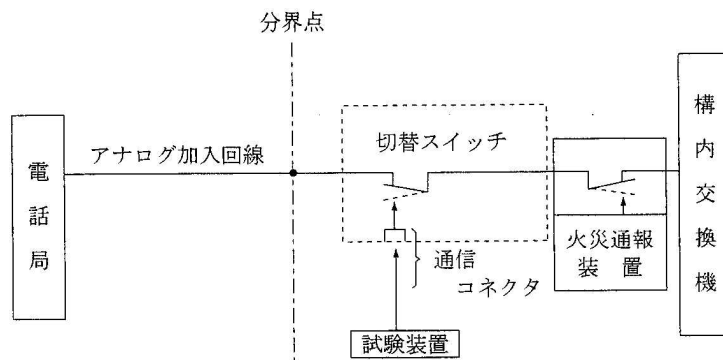
- (5) 手動起動装置及び遠隔起動装置には、いたずら等により通報されることを防止するための措置を講じておくこと。
- (6) 火災通報装置の直近には専用の送受話器を設置すること。
- (7) 一般用の電話機を非常用送受話器として使用するものは、専用のものとして火災通報装置の直近に設け、かつ、他の電話機等と明確に区別させること。
- (8) 火災通報装置をデジタル加入回線に接続するためのT A等は、当該火災通報装置と同室に設けること。◆
- (9) T A等には火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に付すこと。◆
- (10) 火災通報装置及びT A等は、湿気、埃のない場所に設置すること。◆
- (11) 地震等による転倒防止措置を講じること。◆

3 電話回線との接続

火災通報装置は、電話回線の信号種別（アナログ式、デジタル式）により接続可能な機器を選択し、次により必要な措置を施すこと。

- (1) 火災通報装置又はT A等と電話回線の接続は、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式により行うこと。
- (2) アナログ加入回線との接続

火災通報装置をアナログ加入回線に接続する場合は、使用頻度の最も少ない加入電話回線の構内交換機と分界点との間に第14-1図の例により接続し、構内交換機の内線側には接続しないこと。



第14-1図

- (3) デジタル加入回線との接続

火災通報装置は、次によりT A等を介してデジタル加入回線へ接続すること。

- ア 火災通報優先接続型T Aを用いる場合（第14-2図）

(ア) 火災通報装置は優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。

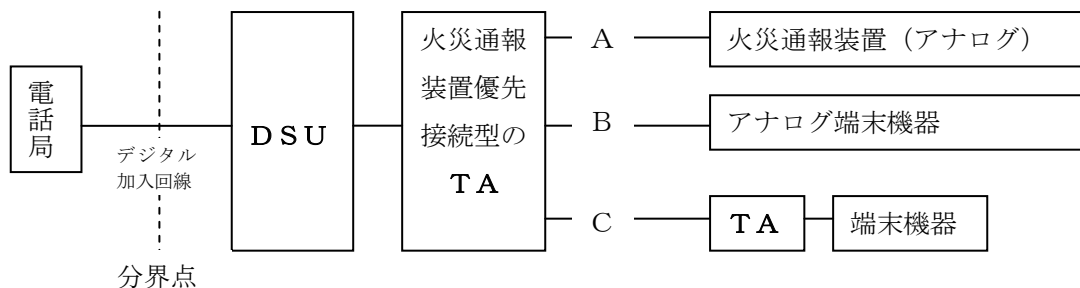
(イ) 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該T Aのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送信情報量は64kbpsまでとし、その旨を表示すること。

- イ T Aを用いる場合（第14-3図）

- (ア) 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
- (イ) デジタル加入回線に接続する端末機器は、火災通報装置とその他の端末機器一つまでとし、デジタル加入回線の一つの信号チャンネルを火災通報装置専用として確保すること。
- (ウ) 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該TAのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送受信情報量は64kbpsまでとし、その旨を表示すること。

(4) IP系固定電話回線との接続

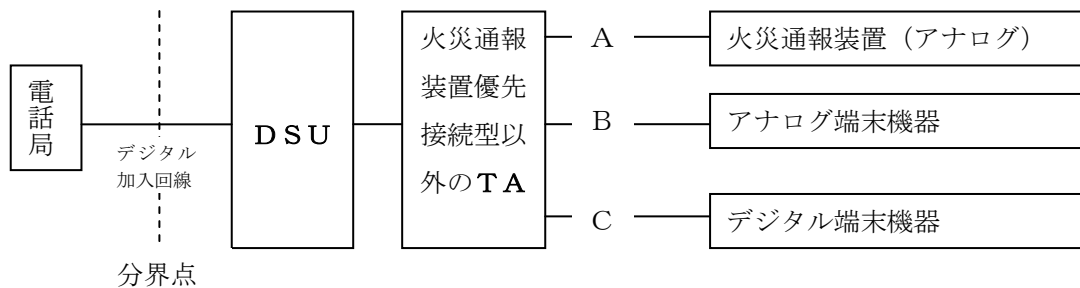
火災通報装置は、IP系固定電話回線（IP（インターネットプロトコル）ネットワーク技術を利用して提供する音声電話サービス等に係る電話回線で、050系の電話番号を持つもの又は0AB～J系の電話番号を持つものをいう。）へ接続しないこと。



TA : ターミナルアダプター
 DSU : デジタル電話回線用インターフェイス
 (TAに内蔵又は外付け)
 64kbps (キロビット・パー・セコンド)
 : 1秒間に64,000個の「0」又は「1」のデジタル情報信号を送ることを表す。

- ※ 火災通報装置は、A（優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子）に接続すること。
- ※ B（アナログ端末機器用端子）にはアナログ端末機器を接続すること。
- ※ C（デジタル端末機器用端子）にはTA及びデジタル端末機器を接続できるが、送受信情報量を64kbps以下とすること。

第14-2図 火災通報優先接続型TAを用いた接続例



TA : ターミナルアダプター
 DSU : デジタル電話回線用インターフェイス
 (TAに内蔵又は外付け)
 64kbps (キロビット・パー・セコンド)
 : 1秒間に64,000個の「0」又は「1」のデジタル情報信号を送ることを表す。

- ※ 火災通報装置は、A（アナログ端末機器用端子）に接続すること。
- ※ 火災通報装置以外の端末機器は、B（アナログ端末機器用端子）にアナログ端末機器か又はC（デジタル端末機器用端子）にデジタル端末機器用端子のいずれか1個のみ接続すること。
- ※ C（デジタル端末機器用端子）にデジタル端末機器を接続する場合は、送受信情報量を64kbps以下とし、他のTAを接続しないこと。

第14-3図 火災通報優先接続型TA以外のTAを用いた接続例

4 通報メッセージ

蓄積音声情報の通報内容は、次によること。ただし、メッセージロムの録音可能時間に制限があることから、場合により(7)の「目標となるものと通報対象物との位置関係」を省略することができる。

- (1) 通報信号
- (2) 火災である旨の固定されたメッセージ
- (3) 通報対象物所在
- (4) 通報対象物名
- (5) 通報対象物の代表電話番号
- (6) 通報対象物の階数
- (7) 目標となるものと通報対象物との位置関係
- (8) 呼び返し信号を案内するメッセージ

(メッセージの例)

ピ、ピ、ピ ピ、ピ、ピ 火事です。火事です。

こちらは、姫路市三左衛門堀西の町〇番地

〇〇〇ホテルです。

電話番号は〇〇〇〇〇〇で、

建物は〇階建、

〇〇〇〇〇〇の〇側約〇〇メートルです。

5 機器等の機能

(1) 火災通報装置

ア 火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）に適合するものであること。

イ 認定品を使用すること。◆

ウ 火災通報装置の選択信号送出方式は、火災通報装置と接続されている電話回線と同一であること。

(2) TA等◆

ア 火災通報装置の通報メッセージを正確にデジタル加入回線に送出できるものであり、かつ、消防機関からの呼び返し等を的確に火災通報装置に伝達できることが確認されている機器を使用すること（第14-1表参照）。

イ 火災通報優先接続型TAの機能は、次によること。

(7) 火災通報優先接続型TAに接続される火災通報装置以外の端末機器を使用中に火災通報装置を起動した場合、火災通報装置の通報が優先されること。

(イ) 火災通報装置を起動した場合には、火災通報装置が起動中である旨の表示がなされること。

第14-1表 火災通報装置とT Aの組み合わせ一覧表

火災通報装置メーカー	火災通報装置型式	T Aメーカー	T A型式
株大興電気製作所	SDE202F	株大興電気製作所	ターミナルアダプターTA/T ターミナルアダプター64T
同上	SDE203F	同上	同上
同上	SDE204F	同上	同上
同上	PFE-600	同上	同上
同上	SFE-119	同上	同上
同上	SFG-119	同上	同上
同上	SFD-119	同上	同上
同上	PFE-500	同上	同上
松下電工(株)	BGF11910	同上	同上
同上	BGF1195	同上	同上
同上	BGF1190	同上	同上
同上	BGF1190K	同上	同上
日通工(株)	CSD119V2	同上	同上
同上	CS・D119	同上	同上
日本電気(株)	APEX	同上	同上
ニッタン(株)	EAT-1	同上	同上
ヤマトプロテック(株)	TM-119K TM-119E	(株)アレクソン	TD680E
能美防災(株)	CAF012	株大興電気製作所	ターミナルアダプターTA/T
同上	CAF012A	サクサ(株) (旧社名株大興電気製 作所)	同上

6 電源等

(1) 火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。

ア 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、省令第12条第1項第5号の規定に準ずること。◆

イ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。

(2) 火災通報装置及びT A等の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、火災通報装置とT A等の電源は、併用できる。

(3) 電源部分には、火災通報装置専用である旨の表示を付すこと。

(4) T A等には、予備電源を備えることとし、次によること。

ア 予備電源は、火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）に定める火災通報装置の予備電源に準じた容量とすること。

イ 予備電源は、火災通報装置の予備電源と兼用できる。この場合、火災通報装置とT A等

それぞれに必要な容量の合計の容量を確保すること。

ウ 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。

エ 密閉型蓄電池に交流・直流変換装置を付加した無停電電源装置を設ける場合は、常用電源と予備電源を兼ねることができる。